

社会福祉法人えべつ幸誠会事業計画書
2025(令和7)



2024年6月 えべつ幸誠会パークゴルフ場 OPEN

一人ひとりが その人らしく
えべつ幸誠会

書 えべつ明友荘生活支援員 上枝温子

【理事長より】

社会福祉法人 えべつ幸誠会
理事長 河治 昭



本年も新しい年度に向けて計画の基本方針を作成し、社会福祉法人えべつ幸誠会の各施設、事業所が、社会のニーズに応え、利用者の皆様をはじめとした地域社会の皆様に貢献出来るよう、邁進してまいりたいと思います。

顧みますと、昨年は監督官庁のご指導のもと、保護者の皆様、地域の皆様、同業他社の皆様からのご支援、ご協力を賜り、年間を通じて円滑な運営が出来ました事に対し、深く感謝申し上げます。

また、昨年は、物価の高騰に直面した事と、労働力の確保に苦心し法人の運営に大きな影響があった事を受け、本年に於いては、堅実な法人経営と優秀な人材確保に努めてまいります。

職員の皆様には、本年に於いては、基本に立ち返り、初心に戻り、次の事柄について十分認識して業務に励んでいただきたいと思います。

まず一つ目は、皆さんが勤務している業務の内容について見直しを行なうとともに、皆さん一人ひとりが、地域社会に貢献しているという事を自覚し、利用者の皆さんの満足度をいかに向上させるかを追い求めていく事を実践していただきたいと思います。

二つ目は、皆さんが勤務している組織の維持安定の重要性を自覚していただきたいと思います。組織の維持安定のためには、職員同士のコミュニケーションが円滑に行われなければなりません。上司と部下の縦のつながり、職員同士の横のつながり、これらが良好である事が、施設の良好な運営には欠かす事の出来ない要素です。

三つ目は、当法人に勤務する職員の満足度をいかに高めていくかという事です。組織内の人間関係に於いて、一人ひとりの個性、人間性が尊重されて、個々のやりがい、働きがいを感じる職場づくりが理想ですが、時には葛藤が生じてしまうのが現実です。これを解決するには、お互いの協調と妥協が必要です。これらの本質を踏まえ、当法人としては、職員の働く動機を明確にしながら、葛藤を最小限に抑え、「自他尊重」の精神で、働きやすい組織を作っていく事が重要と考えます。

以上を本年度の重要課題と位置づけ、引き続き主体性のある自立的な運営の下、質の高いサービスを提供する事で、地域に無くてはならない法人としての存在感を高めていくために一層精進してまいります。

【社会福祉法人 えべつ幸誠会の理念】

「一人ひとりがそのひとらしく」

• 法令遵守

法令を守り、健全な法人の管理体制の下、開かれた風通しの良い運営を行ないます。

• 意思尊重

利用者様の安全・安心を約束し、利用者様のニーズや状況に合わせた質の高いサービスを提供するため、意思決定支援に努めます。

• 権利擁護

誰もが尊厳を守られ、その人らしい自己実現が可能な、夢と希望が持てる合理的配慮を行ないます。

• 地域貢献

地域社会の中で、皆様に頼られ、愛されるよう努め、積極的に社会貢献に努めます。

【法人運営方針】

- 1 利用者個々のニーズ、能力に応じた適切なサービス提供を行ないます。
- 2 利用者の生活の場として健全かつ、温かい環境整備に努めながら、創作、生産活動の機会を提供します。
- 3 利用者の家族、関係機関等との密接な連携を図りながら、また、事業の透明性をはかるべく、広く情報の公開を行なっていきます。
- 4 施設長、所長を中心とした職員の相互協力により、円滑な運営に努めます。
- 5 地域ニーズに対応した施設づくり及び相互協力を図ります。
- 6 地域コミュニティの一員として、地域との協働、交流、貢献に努めます。
- 7 法人役員及び職員を対象に研修等を行ない知識を深めます。

【運営内容】

- 1 個別支援計画に基づき、利用者を一人の人間として大切に見守りながら、個々のニーズを理解把握することと、問題や課題を抽出しその改善のための具体的方策を検討して個別支援計画に反映させていきます。
- 2 利用者の保有する能力、特性が十分に発揮できる環境を作り、主体性や意思決定を最大限尊重した支援を行います。

- 3 施設・事業所の経営・運営面での内容を広く公開し、透明化に努めていきます。具体的には、HP、広報誌、パンフレット等で事業内容や支援内容等を広く周知することや、事業計画・報告、収支予算・決算等について事務所に備え付け、関係人等にいつでも閲覧可能な措置を講じる事とします。
- 4 利用者の病気に由来する症状の変化や季節的変動による体調変化等に十分注意を払い、健康の管理、維持増進に努めて行きます。更には、体を動かす事に重点を置き、日課に軽スポーツ、ウォーキングなどを取り入れながら体力づくりにも取り組みます。
- 5 利用者、保護者等からの苦情に対し、適切かつ迅速な対応を行ないます。また、リスク管理、インシデント防止についても、会議、マニュアル等により職員共通の認識の下適切な対応を行います。
- 6 利用者自身が、施設・事業所での生活において、“ここにいて良かった、ここにいて楽しい」という満足感と充実感を得られるような快適な暮らしが出来る環境整備に努めます。
- 7 良き支援者である職員は、利用者との“心の通いあう関係”を築き、より高いサービス提供のため、自身のスキル、資質の向上を高める研修、研鑽の機会を用意し参加を促進します。具体的には、内部研修として、定期的に研修報告を内容とした職員研修会を開催し、また、外部研修としては、行政、社協等が開催する研修会に積極的に参加させ、プロとしての専門性の追求や意識の統一を図ります。また、法人の役員に対しての研修等を行ない、法人の経営・運営面での見識を深めていく事とします。
- 8 健全な経営、運営内容を保持していくため、法人の「理事会」、「評議員会」を必要に応じ招集し開催する事とします。また、内部監査については、定期監査を4半期毎に年4回の実施を定例とし、その他必要に応じ随時実施する事と会計処理については、専門の会計事務所に委託し、適正を期する事とします。
- 9 地域における様々な行事等への参加、公園美化等の率先したボランティア活動や施設開放、行事への招待など地域との交流、貢献に努めます。
- 10 日本知的障害者福祉協会が定める「倫理綱領」を遵守し、知的障害のある人たちが、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を実現できるように、確固たる倫理観をもってその専門的役割を自覚し、サービスの提供にあたっていきます。

倫理綱領

公益財団法人日本知的障害福祉協会

前文

知的障害のある人たちが、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるように支援することが、私たちの責務です。そのため、私たちは支援者のひとりとして、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

1. 生命の尊厳

私たちは、知的障害のある人たちの一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。

2. 個人の尊厳

私たちは、知的障害のある人たちの、ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

3. 人権の擁護

私たちは、知的障害のある人たちに対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

4. 社会への参加

私たちは、知的障害のある人たちが、年齢、障害の状態などにかかわらず、社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう支援します。

5. 専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、知的障害のある人たちの一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援し続けます。

【職員研修計画】

《内部研修》

日程	実施内容	実施会場	参加者
5月	各施設・事業所内部研修 (権利擁護・虐待防止)	各施設・事業所	全職員
5月31日	法人全体研修 (権利擁護・虐待防止) (災害対策・事業継続計画)	えべつ明友荘体育館	全職員
7月	各施設・事業所内部研修 (食品衛生・食中毒予防)	各施設・事業所	全職員
8月23日	法人全体研修 (食品衛生・食中毒予防) (感染症予防)	えべつ明友荘体育館	全職員
11月	各施設・事業所内部研修 (感染症予防)	各施設・事業所	全職員
1月	各施設・事業所内部研修 (権利擁護・虐待防止)	各施設・事業所	全職員

《外部研修》

日程	実施内容	実施会場	参加者
6月5日 ～6日	全道施設長セミナー	札幌市	2名
6月	接遇講習会	札幌市	2名
6月	理事長・監事 他施設視察	白老町	4名
7月10日 ～11日	全国知的障害関係 施設長等会議	東京都	3名
8月7日	権利擁護セミナー(道知福協)	札幌市	2名
9月	社会福祉士会虐待防止研修	札幌市	2名
9月28日	手をつなぐ育成会全道大会	千歳市	3名
10月	幹部職員研修	札幌市	3名
10月	タイムリーニーズ研修会	北広島市	2名
10月23日 ～24日	相談支援・就業支援セミナー	東京都	1名
11月	全国知的障害福祉関係職員 研究大会	福井県	1名
12月	新任職員研修(道知福協)	札幌市	1名

12月4日 ～5日	日中活動支援部会全国大会	新潟県	1名
12月	権利擁護研修	札幌市	2名
12月	江別市主催セミナー	江別市	3名
2月26日 ～27日	全道施設長セミナー	札幌市	2名
3月	虐待防止研修(道央地方会)	北広島市	2名

※道央知的障がい者福祉施設協会支援研・自閉症援助技術研究会・江別市自立支援協議会には、定期的に参加します。

※その他、サービス管理責任者研修及び相談支援従事者研修、福祉協会主催の研修、育成会主催の研修など、案内が届き次第、随時検討し、積極的に参加します。

【法人の主な行事】

開催日	行事名	内容	対象者
5月	健康診断	えべつ明友荘体育館にて、体位測定や視力聴力検査、内科検診、心電図検査、レントゲン検査などを行います。（担当病院～明日佳札幌健診センター）	・法人利用者
5月31日	法人全体研修	権利擁護・虐待防止について 災害対策・事業継続計画について	・全職員
7月13日	GH地域交流BBQ	GH3館合同で、地域の方とBBQをしながら交流を図ります。	・GH利用者 ・GH保護者 ・一般の方 ・地域連携推進委員
8月23日	法人全体研修	食品衛生・食中毒予防について 感染症予防について	・全職員
9月20日	フェスティバル	えべつ明友荘利用者玄関前広場を会場とし、法人の全事業所の利用者さん及び保護者、一般のお客様が参加する行事です。	・法人利用者 ・保護者 ・一般の方 ・地域連携推進委員
10月11日	明友荘ランチ交流会	えべつ明友荘の利用者さんと保護者の皆さん、職員、地域連携推進委員が一堂に会し、ランチを楽しみながら交流を図ります。	・明友荘利用者 ・明友荘保護者 ・地域連携推進委員
11月11日	内科検診 インフルエンザ 予防接種	えべつ明友荘体育館にて、内科検診を行います。また、希望者にはインフルエンザ予防接種を行います。（担当病院～明日佳札幌健診センター）	・法人利用者

2025 年度 障害者支援施設えべつ明友荘 事業計画



事業名	生活介護・施設入所支援 短期入所・日中一時支援
定員	生活介護 60名 施設入所支援 52名 短期入所 4名 日中一時支援 2名
職員体制	管理者 1名 サービス管理責任者 2名 常勤看護師 2名 常勤管理栄養士 1名 常勤生活支援員 31名 非常勤生活支援員 10名
入所待機者数	36名

《2025 年度経営目標》

入所部門に関しては、利用者の皆様の高齢化・重度化がここ数年で顕著となり、医療的対応が必要となった利用者さんの退所が見られ、その影響により、通所利用者が入所をする事で、通所部門の利用者の減少という形が見られています。加えて、感染症の流行（コロナ、インフルエンザ等）も散発的に見受けられ、その度に通所部門、短期入所部門、日中一時部門の稼働率減少となっています。2025 年度に関しては、新規通所利用者はおりませんが、新規の通所部門の利用者さんの獲得と、魅力ある行事やサポート体制の内外への発信、感染症の予防を徹底し、在籍している利用者の出席率の向上を図っていく事とします。

【生活介護・施設入所支援事業】

1 事業方針

当法人の運営概要等に沿い「えべつ明友荘」は、障害者支援施設としての事業推進に努める事とします。その中で生活介護については、行事の内容を見直したり、工夫しながら、利用者さんに喜んでもらえる活動を計画していきます。また施設入所支援に関しても、利用者さんが安心・安全に過ごす事ができるようしっかりと行っていきます。

えべつ明友荘が本年度重点的に取り組む事として、新たに「意思決定支援委員会」を立ち上げ、利用者さんの主体性をより一層確立していく事を旨とするともに、既存の「虐待防止委員会」「身体拘束適正化委員会」と連動し、「合理的配慮」「意思決定支援」「虐待防止」を強く進め、「ひとりひとりがその人ら

しい生活」が出来るよう取り組んでまいります。また、今年度より、入所施設特有の閉鎖性の打破を目的に「地域連携推進委員会」を立ち上げ、えべつ明友荘の「透明化」と「地域との連携及び協働」を進めてまいります。

また、事故やひやりはっと等のインシデントや、身体拘束の事案が生じた際については、常に迅速な対応と現場での情報の共有、その後の検証と再発防止についてしっかりと対応を行ない、法令遵守委員会、身体拘束適正化委員会、虐待防止委員会にて報告し、法人全体に周知し、オープンな形でインシデントの軽減を図り、サービスの改善に生かしてまいります。

当施設は利用者さんの高齢化が進んでいます。今までは精神面のサポートに重点を置き支援していましたが、通院や入院する方も年々増えており、常時、身体的な介助を要する方も多くなってきており、支援員に求められる介護技術を求められる場面が増えてきています。今年度より新たに「高齢化対策委員会」を立ち上げ、同じく新たに立ち上げる「強度行動障害・自閉症支援委員会」と協働し、専門性の高い、利用者さんへの高度で丁寧な支援を心がけていきます。

- (1) この施設が実施する事業は、利用者が自立した日常生活、または社会生活を営む事が出来るよう、常時介護を要する利用者に対して、入浴、排せつ、または食事の介護、創作的活動、生産活動の機会の提供、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。
- (2) 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (3) 施設は、地域やご家庭との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- (4) 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、責任者を設置する等必要な体制の整備を行なうとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めます。
- (5) 前4項の他、「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容の他、関係法令を遵守し事業を実施いたします。

2. 支援方針（入所）

- （１）当施設での生活の中で、利用者個々が、円滑な人間関係を営むことが出来るよう、支援に努めます。
- （２）利用者個々の性格や能力、特性を把握した上で、個々人に合った生活介護支援及び生産・創作活動等の実施に努めます。
- （３）生活介護支援は、個別支援計画に基づき、基本的な生活習慣と社会生活習慣に視点を置き、利用者個々の生活技能を的確に把握し、そのレベルに応じた支援を行ないながら生活能力の向上を目指します。
- （４）日中活動支援は、生活介護支援の中の一部と考え、利用者個々のニーズ、適性、作業能力等を勘案し、利用者個々が成長発達可能な活動班を編成し、利用者が生活面に生きがいやゆとりが持てるよう努めます。
- （５）利用者がいろいろな経験、活動をする機会をつくり、IADL、QOLの向上を図ります。また、体力づくり等を取り入れ、健康増進を図ります。
- （６）年間行事予定に沿って、いろいろな外出行事などを計画するとともに、利用者自治会を通じて利用者さんの意見、要望を反映した行事を工夫し、生活に変化と潤いを与え、豊かな生活を送れるよう努めます。
- （７）利用者の楽しみである外出や余暇活動の充実を図り、利用者個々のニーズに合った対応を行います。
- （８）地域のコミュニティの一員として、公園のゴミ拾いなどを積極的に行うとともに地域の方々にも当施設に来ていただき、一緒に行事などを楽しむ機会をつくり、地域の方々とのふれあいを大切にします。
- （９）利用者の日中、夜間における安全確保、緊急時対応については、職員体制の確保など状況に応じ細心の注意を払いながら、必要な危険回避、対応に努めます。
- （１０）防災対策については、消防等関係機関の協力をいただき、防災計画に基づいた計画的な避難訓練、消火訓練の実施、参加などに努め万全を期して参ります。

3. 支援内容（入所）

（１）介護給付費対象サービス

種 類	内 容
<生活介護> ・営業日 ・営業時間 ・サービス提供日 ・サービス提供時間	原則、月曜日～金曜日（他は年間予定表に基づき営業します） 8：00～17：00 年間予定表に基づきサービス提供を行います。 8:00～16：00
<施設入所支援> ・営業日 ・営業時間 ・サービス提供日 ・サービス提供時間 ・その他	各月の日数 16:00～（翌）8:00 各月の日数 16:00～（翌）8:00 ・上記の日・時間以外にも、施設の定める年間計画に基づき、実施することがあります。
排泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。
入浴	・適切な方法により入浴をしていただき、または、清拭を行います。 ・入浴は、年間を通じて、原則 3 回／週 行ないます。
睡眠	・原則、22:00 頃から翌 6:30 頃までを睡眠時間といたします。
着替え	・その時の状況に応じて判断し、着替えを行います。
洗濯	・個別のニーズに合わせた環境を整備し、衣類の清潔保持に努めます。
清掃	・毎日の清掃活動の中で衛生管理に努めます。
整容（歯磨き・洗面含む）	・個性に配慮し、適切な整容が行われるように支援いたします。 ・寝具交換（シーツ、抱布、枕カバー等）は週 1 回以上行います。
移動	・個々のニーズや身体的状況等を配慮し援助いたします。
日中活動の支援	・自身が安定した生活が送れ、日常生活の充実に資するよう、利用者さんの心身の状況に応じて支援いたします。 ・入所利用者さんが日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて支援いたします。 ・利用者さん本人の意向や適正を考慮し、主として生活訓練及び可能な限り作業訓練を行います。
余暇活動の支援	・将来、地域において、潤いのある質の高い生活を送ることができるよう支援を行います。

健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・常時は、看護師により、疾病予防、健康管理に努めます。 ・緊急時必要により主治医、または地域医療機関等に責任をもって引き継ぎいたします。 ・利用者さんが外部の医療機関に通院する場合は、その付き添い等について努力いたします。（付き添い料がかかる場合があります） <p><当施設の嘱託医> あさひ町南大通クリニック 宇土 有楽 医師 診察科 内科 診察日 月・火・水・木・金・土 火・金曜日は訪問診療のため 16:00 以降は不在 水・土曜日は（午後休診） 日曜日・祝日（年末年始、お盆等）は休診</p>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、利用者さん等からの相談については、誠意を持って応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めてまいります。 <p><相談窓口> えべつ明友荘 統括施設長 那須 崇</p>

（２）介護給付費対象外サービス

種 類	内 容
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者さんの嗜好調査や食事（メニュー）の希望を取りながら、可能な限り、利用者さんの意向に沿った食事を提供いたします。 ・管理栄養士の立てる献立により、栄養のバランスと利用者さんの身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供いたします。 ・提供後 1 時間以上経過した食事については、食品衛生管理の観点において下膳をさせていただくこともございます。 <p><食事時間> 朝食 （8:00 頃～9:00 頃まで） 昼食 （12:00 頃～13:00 頃まで） 夕食 （18:00 頃～19:00 頃まで）</p>
社会生活上の便宜 （特定日常生活費）	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、必要な教養娯楽設備を備えるとともに、施設での生活を実りあるものにするため、適宜レクリエーション行事等を企画・実施いたします。 ・クラブ活動、その他日常生活を活性化するための余暇活動等を行います。 ・利用者さんが日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者、またはそのご家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代行もいたします。 ・上記の内容から生じる日常生活上の購入代金等、利用者さんに負担していただくことが適当であるものに対して、所定の料金をお支払いいただきます。
預り金管理	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では行いません。

4. 日課（入所）

	月曜日～金曜日	土曜・日曜日、祝日
6:30	起床・洗面	起床・洗面
8:00	朝食	朝食
8:45	歯磨き	歯磨き
10:00	日中活動開始	余暇時間
11:30	日中活動終了	
12:00	昼食	昼食
↓	歯磨き・余暇時間	歯磨き・余暇時間
13:30	運動支援・入浴 余暇時間等	入浴・余暇時間
15:00		
17:45	夕食	夕食
↓	歯磨き・余暇時間	歯磨き・余暇時間
19:00	余暇時間	余暇時間
21:00	就寝準備	就寝準備
22:00	就寝	就寝

5. 主な年間行事予定（入所）

月	行事予定
4	開所記念日、ランチ会
5	避難訓練、非常食の日、健康診断
6	キッチンカー、活動お疲れ様会
7	キッチンカー、避難訓練
8	七夕まつり、さくらの会（自治会）行事、日帰り旅行（グループで実施）
9	フェスティバル 避難消火訓練
10	さくらの会（自治会）行事、ランチ交流会
11	インフルエンザ予防接種、健康診断、ステーキランチ
12	クリスマス会
1	新年会 非常食の日、避難訓練（夜間）
2	節分
3	

6. 健康管理（入所）

健康に影響する要因・問題を早期に発見するため、定期健診及び必要に応じ各種検査を行ない、利用者の健康状態を把握し、健康の維持・増進に努めます。

- (1) 健康診断年 2 回実施 ※5 月・11 月
- (2) 11 月～3 月 毎日検温などの実施
- (3) 健康栄養会議 毎月開催

7. 支援方針（通所）

- (1) 当施設での生活の中で、利用者個々が、円滑な人間関係を営むことが出来るよう、支援に努めます。
- (2) 利用者個々の性格や能力、特性を把握した上で、個々人に合った生活介護支援及び生産・創作活動等の提供に努めます。
- (3) 生活介護支援は、個別支援計画に基づき、身辺処理の自立支援、集団生活における円滑な人間関係を維持していく為の支援、社会生活の基本的な生活スキル獲得の為の支援に視点を置き、保護者との連携を取りながら個別にその能力の向上を図ります。
- (4) 利用者がいろいろな経験、活動を通して、IADL、QOL の向上を図り、また、健康づくり等を取り入れ、体力の向上を図ります。
- (5) 年間行事予定で、いろいろな外出行事などを計画し、利用者の生活に変化と潤いを与え豊かな生活を送れるよう努めます。
- (6) 利用者が作業可能な簡易な請負作業を受注し従事して頂く事により、仕事をすることで得られる充実感、満足感の体験実感の提供に努めます。
- (7) 地域のコミュニティの一員として、公園のゴミ拾いなどを積極的に行い、地域の方々とのふれあいを大切にします。
- (8) 防災対策については、消防等関係機関の協力をいただき、防災計画に基づいた計画的な避難訓練、消火訓練の実施、参加などに努め万全を期して参ります。
- (9) 利用者の日中における安全確保、緊急時対応については、職員体制の確保など状況に応じ細心の注意を払いながら、必要な危険回避、対応に努めます。なお、自宅から施設への往復の事故防止については、保護者と連携を取りながら必要な対応に努めます。

8. 支援内容

(1) 介護給付費対象サービス

種 類	内 容
<生活介護> ・営業日 ・営業時間 ・サービス提供日 ・サービス提供時間 ・その他	原則、月曜日～金（土）曜日。他は年間予定表に基づき営業します。 8：00～17：00 年間予定表に基づきサービス提供を行います。 9:30～15：30 ・上記の日・時間以外にも、施設の定める年間計画に基づき実施することがあります。
排泄	・利用者さんの状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。
着替え	・その時の状況に応じて判断し、着替えを行います。
清掃	・毎日の清掃活動の中で衛生管理に努めます。
整容（歯磨き・洗面含む）	・個性に配慮し、適切な整容が行われるように支援いたします。
移動	・個々のニーズや身体的状況等を配慮し援助いたします。
日中活動の支援	・自身が安定した生活が送れ、日常生活の充実に資するよう、利用者さんの心身の状況に応じて支援いたします。 ・通所利用者さんが日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて支援いたします。 ・利用者さん本人の意向や適性を考慮し、主として生活訓練及び可能な限り作業訓練を行います。
余暇活動の支援	・将来、地域において、潤いのある質の高い生活をおくることのできるような支援を行います。
健康管理	・通所時間中、体調の急変や事故・ケガ等の緊急の場合、直ちにご家族、または後見人等にご連絡いたします。 <当施設の嘱託医> あさひ町南大通クリニック 宇土 有崇 医師 診察科 内科 診察日 月・火・水・木・金・土 火・金曜日は訪問診療のため16：00以降は不在 水・土曜日は（午後休診） 日曜日・祝日（年末年始、お盆等）は休診
相談及び援助	・当施設は、利用者さん等からのご相談については、誠意を持って応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めてまいります。 <ご相談窓口> えべつ明友荘 統括施設長 那須 崇

(2) 介護給付費対象外サービス

種 類	内 容
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者さんの嗜好調査や食事（メニュー）の希望を取りながら、可能な限り、利用者さんの意向に沿った昼食を提供いたします。 ・管理栄養士の立てる献立により、栄養のバランスと利用者さんの身体状況に配慮したバラエティに富んだ昼食を提供します。 <p><食事時間>昼食（12:00頃～13:00頃まで）</p>
社会生活上の便宜 （特定日常生活費）	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、必要な教養娯楽設備を備えるとともに、施設での生活を実りあるものにするため、適宜レクリエーション行事等を企画・実施いたします。 ・クラブ活動、その他日常生活を活性化するための余暇活動等を行います。 ・利用者さんが日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、本人、またはそのご家族等が行うことが困難である場合は、本人、またはご家族等の同意を得て代行もいたします。 ・上記の内容から生じる日常生活上の購入代金等、利用者さんに負担していただくことが適当であるものに対して所定の料金をお支払いいただけます。
預り金管理	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では行いません。

9. 日課（通所）

月曜日～金曜日		土曜日	
時 間	内 容	時 間	内 容
8:10	送迎車出発	8:10	送迎車出発
9:30	送迎車到着	9:30	送迎車到着
9:35	うがい・手洗い	9:35	うがい・手洗い
10:00	午前日中活動開始	10:00	午前余暇活動開始
11:30	午前日中活動終了	11:30	午前余暇活動終了
12:00	昼食・歯磨き	11:40	帰宅準備
↓	休憩・余暇時間	↓	送迎車出発（希望者のみ）
13:30	午後日中活動開始	12:00	昼食・歯磨き
15:00	午後日中活動終了	13:30	午後余暇活動開始
↓	帰宅準備	15:00	午後余暇活動終了
15:30	送迎車出発	↓	帰宅準備
		15:30	送迎車出発

10. 主な年間行事予定

月	行事予定
4	開所記念日、ランチ会
5	避難訓練、非常食の日、健康診断、ランチパーティー
6	キッチンカー、活動お疲れ様会、駄菓子屋
7	キッチンカー、避難訓練
8	七夕まつり、さくらの会（自治会）行事、日帰旅行（グループで実施）
9	フェスティバル 避難消火訓練
10	さくらの会（自治会）行事、ランチ交流会、1泊旅行（通所）
11	インフルエンザ予防接種、健康診断、ステーキランチ
12	クリスマス会、
1	新年会 非常食の日、避難訓練（夜間）
2	節分
3	

11. 健康管理（通所）

常に保護者との連絡を密にしながら、健康管理に注意を払います。また、施設内にあっては事故防止に努めます。

12. 通所方法

通所利用者送迎は、原則として法人の公用車で行います。また利用者・ご家族に送迎に関する希望調査を行い、自宅前送迎を希望される方は自宅前まで送迎します。

13. 家族との協力・連携

施設利用者の家族等とは、常に密接に連携を取りながら情報の交換、共有に努めるとともに、信頼関係の構築保持を図っていくこととします。

【短期入所事業】

1. 事業方針

当法人の運営概要等に沿い、「えべつ明友荘」に於いて、短期入所事業を実施していく事とします。地域で在宅介護・医療を受けている方やご家族や介護者の休養を目的としたレスパイト支援、あるいは、家族等の介護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を短期的に入所させ、利用者の身体、その他の状況に応じ適切な入浴、排せつ、食事等の支援を提供する事で、家族等が安心して他に専念出来る時間の確保が図れるサービスに努める事とします。

2. 支援方針

- (1) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立った適切なサービスの提供に努めます。
- (2) 利用者の尊厳保持を基本とした人権の擁護、虐待の防止等が確実に担保されるための必要な措置を講じることと、職員の知識、技能の習得のための研修等への参加を促進し資質の向上に努めます。
- (3) 利用者の安全確保、緊急時対応については、職員体制の確保など状況に応じ細心の注意を払いながら、必要な危険回避、対応に努めます。なお、自宅から施設への往復の事故防止については、保護者と連携を取りながら必要な対応に努めます。

3. 対象者

宿泊を希望する知的障がい者、児

4. 支援内容

(1) 介護給付費対象サービス

種 類	内 容
・営業日及びサービス提供日 ・営業時間及びサービス提供時間 ・その他	9:00～(翌)9:00 上記の日・時間以外にも、施設の定める年間計画に基づき、実施することがあります。
排泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。
入浴	・適切な方法により利用者を入浴させ、または清拭を行いません。 ・入浴は、年間を通じて、原則3回/週行いません。

睡眠	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には 22:00 頃から翌 6:30 頃までを睡眠時間とします。
着替え	<ul style="list-style-type: none"> その時の状況に応じて判断し、着替えを行います。
洗濯	<ul style="list-style-type: none"> 個別のニーズに合わせた環境を整備し、衣類の清潔保持に努めます。
清掃	<ul style="list-style-type: none"> 毎日の清掃活動の中で衛生管理に努めます。
整容（歯磨き・洗面含む）	<ul style="list-style-type: none"> 個性に配慮し、適切な整容が行われるように支援します。 シーツ交換は週 1 回以上行います。
移動	<ul style="list-style-type: none"> 個々のニーズや身体的状況等を配慮し援助します。
日中活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 自身が安定した生活が送れ、日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて支援します。 入所利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて支援します。 利用者本人の意向や適正を考慮し、主として生活訓練及び可能な限り作業訓練を行います。
余暇活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 将来、地域において、潤いのある質の高い生活をおくることのできるような支援を行います。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 常時は、看護師により、疾病予防、健康管理に努めます。 緊急時必要により主治医、または地域医療機関等に責任をもって引き継ぎいたします。 利用者さんが外部の医療機関に通院する場合は、その付き添い等について努力いたします。（付き添い料がかかる場合があります） <p><当施設の嘱託医> あさひ町南大通クリニック 宇土 有楽 医師 診察科 内科 診察日 月・火・水・木・金・土 火・金曜日は訪問診療のため 16:00 以降は不在 水・土曜日は（午後休診） 日曜日・祝日（年末年始、お盆等）は休診</p>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> 当施設は、利用者さん等からの相談については、誠意を持って応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めてまいります。 <p><相談窓口> えべつ明友荘 統括施設長 那須 崇</p>

(2) 介護給付費対象外サービス

種 類	内 容
食事	<ul style="list-style-type: none"> • 利用者さんの嗜好調査や食事（メニュー）の希望を取りながら、可能な限り、利用者さんの意向に沿った食事を提供いたします。 • 管理栄養士の立てる献立により、栄養のバランスと利用者さんの身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供いたします。 • 提供後 1 時間以上経過した食事については、食品衛生管理の観点において下膳をさせていただくこともございます。 <p style="margin-left: 20px;">＜食事時間＞</p> <p style="margin-left: 20px;">朝食 （ 8：00 頃～9：00 頃まで）</p> <p style="margin-left: 20px;">昼食 （12:00 頃～13:00 頃まで）</p> <p style="margin-left: 20px;">夕食 （18:00 頃～19:00 頃まで）</p>
社会生活上の便宜 （特定日常生活費）	<ul style="list-style-type: none"> • 当施設では、必要な教養娯楽設備を備えるとともに、施設での生活を実りあるものにするため、適宜レクリエーション行事等を企画・実施いたします。 • クラブ活動、その他日常生活を活発化するための余暇活動等を行います。 • 利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者または、そのご家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代行もいたします。 • 上記の内容から生じる日常生活上の購入代金等、利用者負担していただくことが適当であるものに対して所定の料金をお支払いいただきます。
預り金管理	<ul style="list-style-type: none"> • 当施設では行いません。

(3) 日中活動支援

利用者の要望をもとに、それぞれの適性・能力等を勘案し、生産活動及び創作活動等を行います。

- (4) 短期入所サービスの提供は、生活支援員等が当たり、当該利用者の必要な介護及び日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行ないます。
- (5) 食事に関しては、利用者の栄養、身体状況及び嗜好を考慮するとともに所定の時間にえべつ明友荘の食堂において食事を提供します。
- (6) 短期入所サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命、身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き利用者の身体拘束を行なわない事とします。
- (7) 利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に配慮し、適切な相談対応に努めるとともに、必要な助言等を行ないます。
- (8) 利用者の健康に注意するとともに、健康維持のため適切な措置を講じます。

- (9) 短期入所期間中の生活の様子については、終了時家族等へその記録のコピーを渡すなど保護者へ情報を提供します。

【日中一時支援事業】

1. 事業方針

当法人の運営概要等に沿い、「えべつ明友荘」に於いて、日中一時支援事業を実施して行く事とします。居宅において障害者等の介護を行う者が疾病や冠婚葬祭等により、一時的に居宅での障がい者等の介護が困難となった場合等に、障がい者等の日中における活動の場を確保し、その家族の就労等の支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業であるので、保護者が安心して利用できるように支援に努める事とします。

2. 支援方針

- (1) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立った適切なサービスの提供に努めます。
- (2) 家庭との連携、保健、医療等の地域資源との協力、活用などに努め、提供する当該事業内容の評価を行い、改善に努めます。
- (3) 利用者の尊厳保持を基本とした人権の擁護、虐待の防止等が確実に担保されるための必要な措置を講じることと、職員の知識、技能の習得のための研修等への参加を促進し資質の向上に努めます。
- (4) 利用者の安全確保、緊急時対応については、職員体制の確保など状況に応じ細心の注意を払いながら、必要な危険回避、対応に努めます。なお、自宅から施設への往復の事故防止については、保護者と連携を取りながら必要な対応に努めます。

3. 対象者

日中一時支援を希望する知的障がい者、児

4. 対象市町村

日中一時支援事業者の登録又は委託契約を行っている市町村

5. 支援内容

(1) 日中一時支援事業給付費対象サービス

種 類	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・営業日及びサービス提供日 ・営業時間及びサービス提供時間 ・その他 	<p>8：00～20：00 頃まで 上記の日・時間以外にも、施設の定める年間計画に基づき、実施することがあります。</p>
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、適切な排泄支援を行います。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な方法により入浴させ、または清拭を行いません。
着替え	<ul style="list-style-type: none"> ・その時の状況に応じて判断し、着替えを行います。
移動	<ul style="list-style-type: none"> ・個々のニーズや身体的状況等を配慮し支援します。
日中活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自身が安定した生活が送れ、日常生活の充実に資するよう、利用者さんの心身の状況に応じて支援いたします。 ・利用者本人の意向や適正を考慮し、主として生活訓練及び可能な限り作業訓練を行います。
余暇活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において、潤いのある質の高い生活を送ることができるような支援を行います。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・常時は、看護師により、疾病予防、健康管理に努めます。 ・緊急時必要により主治医、または地域医療機関等に責任をもって引き継ぎいたします。 ・利用者さんが外部の医療機関に通院する場合は、その付き添い等について努力いたします。（付き添い料がかかる場合があります） <p style="margin-left: 20px;"> <当施設の嘱託医> あさひ町南大通クリニック 宇土 有楽 医師 診察科 内科 診察日 月・火・水・木・金・土 火・金曜日は訪問診療のため 16：00 以降は不在 水・土曜日は（午後休診） 日曜日・祝日（年末年始、お盆等）は休診 </p>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、利用者さん等からの相談については、誠意を持って応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めます。 <p style="margin-left: 20px;"><相談窓口> えべつ明友荘 統括施設長 那須 崇</p>

(2) 日中一時支援事業対象外サービス

種 類	内 容
食事	<ul style="list-style-type: none"> • 利用者さんの嗜好調査や食事（メニュー）の希望を取りながら、可能な限り、利用者さんの意向に沿った食事を提供いたします。 • 管理栄養士の立てる献立により、栄養のバランスと利用者さんの身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供いたします。 • 提供後 1 時間以上経過した食事については、食品衛生管理の観点において下膳をさせていただくこともございます。 <p style="margin-left: 20px;">＜食事時間＞</p> <p style="margin-left: 20px;">朝食 （ 8：00 頃～9：00 頃まで）</p> <p style="margin-left: 20px;">昼食 （12:00 頃～13:00 頃まで）</p> <p style="margin-left: 20px;">夕食 （18:00 頃～19:00 頃まで）</p>
社会生活上の便宜 （特定日常生活費）	<ul style="list-style-type: none"> • 当施設では、必要な教養娯楽設備を備えるとともに、施設での生活を実りあるものにするため、適宜レクリエーション行事等を企画・実施いたします。 • クラブ活動、その他日常生活を活発化するための余暇活動等を行います。 • 利用者さんが日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者、またはそのご家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代行もいたします。 • 上記の内容から生じる日常生活上の購入代金等、利用者さんにご負担していただくことが適当であるものに対して所定の料金をお支払いいただきます。
預り金管理	<ul style="list-style-type: none"> • 当施設では行いません。

(3) 日中活動支援

利用者の要望をもとに、それぞれの適性・能力等を勘案し、生産活動及び創作活動等を行います。

(4) 日中一時支援サービスの提供は、生活支援員等が当たり、当該利用者の必要な介護及び日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行ないます。

(5) 食事に関しては、利用者の栄養、身体状況及び嗜好を考慮するとともに所定の時間にえべつ明友荘の食堂において食事を提供します。

(6) 日中一時支援サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き利用者の身体拘束を行なわないこととします。

(7) 利用者の健康に注意するとともに、健康維持のため適切な措置を講じます。

(8) 日中一時支援期間中の生活の様子については、終了時保護者等へその記録のコピーを渡すなど保護者への情報を提供します。

2025 年度 生活介護事業所ななかまど 事業計画



事業名	生活介護
定員	20名
職員体制	管理者 1名 サービス管理責任者 1名 常勤生活支援員 9名 非常勤生活支援員 2名 非常勤看護師 1名
契約利用者数	23名
昨年度稼働率	91.0%
本年度目標稼働率	93%

《2025 年度経営目標》

2025 年度新規通所予定者はありません。創意工夫により、利用者のニーズに合わせた支援を提供し、在籍している利用者の出席率の向上を図っていく事とします。

1. 事業方針

法人の運営概要等に沿い「ななかまど」は、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、感染症対策を実施し、生活介護事業所としての事業推進に努める事とします。本年度の事業運営において、「ななかまど」として、事業所の特色を前面に打ち出し、利用者一人ひとりのニーズに沿ったプログラムを提供します。重度の障がいをお持ちの方の活動の場として、運動やリサイクル活動などを取り入れ個々の能力に合った生活の質の向上や運動機能の維持の為に必要な援助を行っていきます。

2. 支援方針

- (1) 職員との生活やふれあいの中で、利用者個々が、円滑な人間関係を営むことが出来るよう、支援に努めます。
- (2) 利用者個々の性格や能力、特性を把握した上で、個々人に合った生活介護支援及び生産・創作活動等の実施に努めます。
- (3) 生活介護支援は、個別支援計画に基づき、身辺処理の自立支援、集団生活における円滑な人間関係を維持していく為の支援、社会生活の基本的な生活スキル獲得の為の支援に視点を置き、保護者との連携を取りながら個別にその能力の向上を図ります。
- (4) 利用者がいろいろな経験、活動を通して、IADL、QOLの向上を図り、また、体力づくり等を取り入れ、健康増進を図ります。

- (5) 年間行事予定で、いろいろな外出行事などを計画し、利用者の社会性や教養を高める事に努めます。
- (6) 請負作業による収入は、営業日数の5割以上出席(実習の日数を除く)の利用者に、工賃として1年に1回支給します。
- (7) 防災対策については、消防等関係機関の協力をいただき、防災計画に基づいた計画的な避難訓練、消火訓練の実施、参加などに努め万全を期して参ります。
- (8) 利用者の日中における安全確保、緊急時対応については、職員体制の確保など状況に応じ細心の注意を払いながら、必要な危険回避、対応に努めます。なお、自宅から施設への往復の事故防止については、保護者と連携を取りながら必要な対応に努めます。

3. 支援内容

(1) 介護給付費対象サービス

種 類	内 容
<生活介護> ・営業日 ・営業時間 ・サービス提供日 ・サービス提供時間 ・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、月曜日～金(土)曜日。他は年間予定表に基づき営業します。 8:00～17:00 ・各月の日数マイナス8日を目安としてサービス提供を行います。 9:30～15:30 ・上記の日・時間以外にも、事業所の定める年間計画に基づき実施させていただくことがあります。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者さんの状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。
着替え	<ul style="list-style-type: none"> ・その時の状況に応じて判断し、着替えを行います。
清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の清掃活動の中で衛生管理に努めます。
整容	<ul style="list-style-type: none"> ・個性に配慮し、適切な整容が行われるように支援いたします。
移動	<ul style="list-style-type: none"> ・個々のニーズや身体的状況等を配慮し援助いたします。
日中活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自身が安定した生活が送れ、日常生活の充実に資するよう、利用者さんの心身の状況に応じて支援します。 ・通所利用者さんが日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて支援します。 ・利用者さん本人の意向や適正を考慮し、日中活動を提供します。
余暇活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・将来、地域において、潤いのある質の高い生活を送ることができるよう支援を行います。

健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 通所時間中、体調の急変や事故・ケガ等の緊急の場合、直ちにご家族、または後見人等にご連絡いたします。 <p><当施設の協力医> あさひ町南大通クリニック 宇土 有楽 医師 診察科 内科 診察日 月・火・水・木・金・土 火・金曜日は訪問診療のため 16:00 以降は不在 水・土曜日は（午後休診） 日曜日・祝日（年末年始、お盆等）は休診</p>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> 当事業所は、利用者さん等からのご相談については、誠意を持って対応させていただき、可能な限り必要な支援を行うように努めてまいります。 <p><ご相談窓口> ななかまど 所長 飯田 敬一</p>

（２）介護給付費対象外サービス

種 類	内 容
食事	<ul style="list-style-type: none"> 昼食は、栄養のバランスと利用者さんの身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供いたします。また、ご自宅等でご用意された昼食などをお持ちの場合は、事業所内の冷蔵庫にて保管は致します。 <p><食事時間> 昼食（11:30 頃～12:30 頃まで）</p>
社会生活上の便宜 （特定日常生活費）	<ul style="list-style-type: none"> 当事業所では、必要な教養娯楽設備を備えるとともに、利用者さんの生活を実りあるものにするため、適宜、レクリエーション行事等を企画いたします。 クラブ活動、その他日常生活を活発化するためのレクリエーション等を行ないます。 利用者さんが日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、本人、またはそのご家族等が行うことが困難である場合は、本人、またはご家族等の同意を得て代行いたします。
預り金管理	<ul style="list-style-type: none"> 当事業所では行いません。

4. 主な年間行事予定

月	行事予定
4	ランチ会
5	キッチンカー 避難訓練 健康診断
6	ハイキング
7	フルーツ狩り 避難訓練
8	七夕祭
9	フェスティバル 避難消火訓練
10	開所記念日 ハロウィン
11	ステーキランチ インフルエンザ予防接種
12	クリスマス会
1	新年会
2	バレンタインデー
3	ホワイトデー

5. 日課、休日

(1) 日課

月曜日～土曜日

時間	内容
8:10	送迎車出発
9:30	送迎車到着
9:35	手洗い・検温
9:50	午前日中活動開始
11:20	午前日中活動終了
11:30	昼食・歯磨き
↓	休憩・余暇時間
13:30	午後日中活動開始
14:45	午後日中活動終了
15:00	ティータイム
↓	帰宅準備
15:30	送迎車出発

(2) 休日

年間計画に基づく

6. 給食

えべつ明友荘で調理し運搬された昼食もしくは、ご自宅よりご持参いただいた食事を、ななかまど食堂で食べます。

7. 健康管理

常にご家族との連絡を密にしながら、健康管理の相談に応じます。また、事業所内にあっては事故防止に努めます。

8. 通所方法

通所利用者送迎は、原則として法人の公用車で行います。また利用者・ご家族に送迎に関する希望調査を行い、自宅前送迎を希望される方は自宅前まで送迎します。

9. 家族との協力連携

利用者の家族等とは、常に密接に連携を取りながら情報の交換、共有に努めるとともに信頼関係の構築保持を図っていく事とします。

2025年度 生活介護事業所なでしこ 事業計画



事業名	生活介護
定員	20名
職員体制	管理者兼サビ管 1名 常勤生活支援員 3名 非常勤生活支援員 2名 非常勤看護師 1名
契約利用者数	18名
昨年度稼働率	76.6%
本年度目標稼働率	80%

《2025年度経営目標》

2025年度新規通所予定者はありません。創意工夫により、利用者のニーズに合わせた支援を提供し、在籍している利用者の出席率の向上を図っていく事とします。

1. 事業方針

当法人の運営概要等に沿い「なでしこ」は、昨年に引き続き、日中活動全般の内容を利用者主体として行い、利用者の意見を反映しながら個々で選択できる環境づくりに努めていきます。特に生活介護事業の特色を活かすべく、余暇活動のさらなる充実とわかりやすい作業種の提供ができるよう、常に工夫して取り組んでいきます。

また当法人内の連携はもちろん、地域との交流についても、市民の方や他事業所とのふれあいや協力を大切にして、地域行事などにも積極的に参加していくこととします。

2. 支援方針

- (1) 職員との生活やふれあいの中で、利用者個々が、円滑な人間関係を営むことが出来るよう支援に努めます。
- (2) 利用者個々の性格や能力、特性を把握した上で、個々人に合った生活介護支援及び生産・創作活動等の実施に努めます。
- (3) 生活介護支援は、個別支援計画に基づき、身辺処理の自立支援、集団生活における円滑な人間関係を維持していく為の支援、社会生活の基本的な生活スキル獲得の為の支援に視点を置き、保護者との連携、家庭との連携を取りながら個別にその能力の向上を図ります。

- (4) 利用者がいろいろな経験、活動を通して、IADL、QOLの向上を図り、また、体力づくり等を取り入れ、健康増進を図ります。
- (5) 年間行事予定で、いろいろな外出行事などを計画し、利用者の社会性や教養を高める事に努めます。
- (6) 外部から誰にでもできる簡単な請負作業を取り入れ、「仕事をするこ
と」の体験をし、また報酬を得ることによって「仕事の意味」を感じる
ことに努めます。
- (7) 請負作業による収入は、工賃日額（一律1日200円）で統一し、出席
日数に乗じて利用者に工賃として支給します。
- (8) 地域のコミュニティの一員として、地域行事に対しては通所日以外であ
っても地域行事等へ積極的に参加し、地域との触れあいを大切にしま
す。
- (9) 利用者の日中における安全確保、緊急時対応については、職員体制の確
保など、状況に応じ細心の注意を払いながら、必要な危険回避、対応に
努めます。なお、自宅から施設への往復の事故防止については、保護者
と連携を取りながら必要な対応に努めます。

3. 支援内容

(1) 介護給付費対象サービス

種 類	内 容
<生活介護> ・営業日 ・営業時間 ・サービス提供日 ・サービス提供時間 ・その他	原則、月曜日～金（土）曜日。他は年間予定表に基づき営業 します。 8：00～17：00 各月の日数マイナス8日を目安としてサービス提供を行いま す。 9：30～15：30 上記の日・時間以外にも、事業所の定める年間計画に基づき 実施することがあります。
排泄	・利用者さんの状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、 排泄の自立に向けた適切な支援を行います。
着替え	・その時の状況に応じて判断し、着替えを行います。
清掃	・毎日の清掃活動の中で衛生管理に努めます。
整容（歯磨き・洗面含 む）	・個性に配慮し、適切な整容が行われるように支援いたしま す。
移動	・個々のニーズや身体的状況等を配慮し援助いたします。

日中活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自身が安定した生活が送れ、日常生活の充実に資するよう、利用者さんの心身の状況に応じて支援いたします。 ・通所利用者さんが日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて支援いたします。 ・利用者さん本人の意向や適正を考慮し、主として生活訓練及び可能な限り作業訓練を行います。
余暇活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・将来、地域において、潤いのある質の高い生活をおくることのできるような支援を行います。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・通所時間中、体調の急変や事故・ケガ等の緊急の場合、直ちにご家族、または後見人等にご連絡いたします。 ・当事業所の嘱託医 あさひ町南大通クリニック 宇土 有栄 医師 診察科 内科 診察日 月・火・水・木・金・土 火・金曜日は訪問診療のため 16：00 以降は不在 水・土曜日は（午後休診） 日曜日・祝日（年末年始、お盆等）は休診
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業所は、利用者さん等からの相談については、誠意を持って応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めてまいります。 <p><ご相談窓口> なでしこ 所長 長谷川 寛</p>

(2) 介護給付費対象外サービス

種 類	内 容
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・昼食は江別市民会館レストランマキシド・ルパの給食を提供します。 <p>給食は、栄養のバランスと利用者さんの身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。また、ご自宅等でご用意された昼食などをお持ちの場合は、事業所内の冷蔵庫等にて保管は致します。</p> <p><食事時間> 昼食（11:50 頃～12:50 頃まで）</p>
社会生活上の便宜 （特定日常生活費）	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業所では、必要な教養娯楽設備を備えるとともに、利用者さんの生活を実りあるものにするため、適宜、レクリエーション行事等を企画いたします。 ・クラブ活動、その他日常生活を活発化するためのレクリエーション等を行ないます。 ・利用者さんが日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、本人、またはそのご家族等が行うことが困難である場合は、本人、またはご家族等の同意を得て代行もいたします。
預り金管理	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業所では行いません。

4. 主な年間行事予定

月	行事予定
4	
5	お楽しみ行事 調理会 健康診断
6	お楽しみ行事 誕生会
7	避難訓練 日帰り外出
8	七夕まつり お好み外出
9	フェスティバル 誕生会
10	お好み外出
11	お楽しみ行事 避難訓練 予防接種
12	クリスマス会 誕生会 忘年会
1	ランチ会
2	お楽しみ行事 調理実習
3	調理実習 誕生会

※ウェルカムサロン～毎月開催（ヨガ・指ヨガ・喫茶）

5. 日課

月曜日～金曜日

時間	内容
9:15～ 9:30	通所時間
9:30～ 9:45	ストレッチ・朝の会
9:45～10:15	日中活動
10:15～10:30	休憩
10:30～11:40	日中活動
11:40～12:50	ストレッチ・昼食・休憩（帰宅）
12:50～13:30	日中活動
13:30～13:45	休憩
13:45～14:30	日中活動
14:30～15:15	余暇活動
15:15～15:30	清掃・ストレッチ・帰りの会 帰宅・送迎車出発

土曜日

時間	内容
9:15～ 9:30	通所時間
9:30～ 9:45	朝の会
9:45～10:15	余暇活動
10:15～10:30	休憩
10:30～11:50	余暇活動
11:50～12:50	昼食・休憩・帰宅
12:50～13:30	余暇活動
13:30～13:45	休憩
13:45～15:15	余暇活動
15:15～15:30	清掃・帰りの会 帰宅・送迎車出発

※ 昼食後にも踵の上げ下げストレッチを行います。

6. 給食

当法人管理栄養士監修の市民会館食堂「マキシドルパ」のお弁当を交流室又は作業室でとります。

7. 健康管理

常に家庭との連絡を密にしながら、健康管理に注意を払います。また、事業所内にあっては事故防止に努めます。

8. 通所方法

通所利用者送迎は、原則として法人の公用車で行います。また利用者・ご家族に送迎に関する希望調査を行い、自宅前送迎を希望される方は自宅前まで送迎します。

9. 家族との協力連携

利用者の家族等とは、常に密接に連携を取りながら情報の交換、共有に努めるとともに信頼関係の構築保持を図っていく事とします。

2025 年度 就労支援事業所エール 事業計画



事業名	就労継続B型
定員	20名
職員体制	管理者兼サビ管 1名 常勤職業指導員 1名 常勤生活支援員 2名
契約利用者数	16名
昨年度稼働率	69.6%
本年度目標稼働率	80%

《2025 年度経営目標》

令和6年上半期の通所利用者の平均稼働率は71.0%。令和6年度は2名の利用者が退所したため、7年度は新規利用者の獲得を目指すほか、選択作業の充実や行事等の内容を創意工夫し、事業所の魅力を発信することで稼働率の向上と安定化を図ります。

1. 事業方針

当法人の運営概要等に沿い「エール」は、就労継続支援B型事業所としての事業推進に努める事とします。本年度の事業運営においては、利用者の意思決定を尊重し、自己選択・自己決定・自己実現に寄り添いながら協同・協力・協調の意識を高め、就労継続に向けた利用者のニーズに応えることや利用者個々の作業等のスキルアップを目指します。事業内容としては利用者の自主性や能力を発揮させるための適正な質及び量の請負作業を通年用意し、作業選択の充実を図るとともに、地域の企業や農家等と連携し、施設外就労の場を提供する事で、利用者の地域生活・自立生活に向けた包括的な支援を行ない、障がい特性やニーズに合わせたサービスの提供の充実を図ります。また、一般就労を希望される利用者に対しては企業体験や実習等のプログラムを設定します。

2. 支援方針

- (1) 職員との共同活動、触れ合いの中で、利用者個々が、円滑な人間関係を営むことが出来るよう、支援に努めます。
- (2) 利用者個々の性格や特性を把握した上で、利用者個々の自立生活に向けた就労継続支援の実施に努めます。

- (3) 就労継続支援は、個別支援計画に基づき、自立生活に向けた就労訓練や生産活動の提供、集団行動における円滑な人間関係を維持していくことや社会生活の基本的な生活スキル獲得の為に支援に視点を置き、意思決定支援やご家族との連携を取りながら自己実現に向けてサポートします。
- (4) 就労訓練の経験、生産活動等を通して、IADL、QOLの向上を図ります。
- (5) 施設外就労の機会や、様々な請負作業を用意し、「仕事の楽しさ」を体験し、また報酬を得る事による「仕事のやりがい」を実感できるように努めます。
- (6) 請負作業による収入は、作業時間数を算定の基本として、利用者に工賃として支給します。工賃単価額は1日5時間の活動で1時間160円とします。(30分80円で算定)
- (7) 地域のコミュニティの一員として、積極的に地域との連携を図り、地域とのふれあいを大切にします。
- (8) 利用者の日中における安全確保、緊急時対応については、職員体制の確保など、状況に応じ細心の注意を払いながら、必要な危険回避、柔軟な対応に努めます。なお、自宅から施設への往復の事故防止については、ご家族と連携を取りながら素早い適切な対応に努めます。(行動制止計画の策定はありません)

3. 支援内容

(1) 訓練等給付費対象サービス

種類	内容
就労継続支援B型営業日 <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間 ・サービス提供日 ・サービス提供時間 ・その他 	年間予定表に基づき営業します。 8:00~17:00 各月の日数マイナス8日を目安としてサービス提供を行います。 9:00~15:30 上記の日・時間以外にも、事業所の定める年間計画に基づき実施することがあります。
清掃	・毎日の清掃活動の中で衛生管理に努めます。
日中活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自身が安定した生活が送れ、日常生活の充実に資するよう、利用者さんの心身の状況に応じて支援いたします。 ・利用者さんが日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて支援いたします。 ・利用者さん本人の意向や適正を考慮し、主として生産活動を行います。

健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・通所時間中、体調の急変や事故・ケガ等の緊急の場合、直ちにご家族、または後見人等にご連絡いたします。 ・事業所での風邪薬及び軟膏等の置き薬はありません。 ・当事業所の協力医 医療法人社団林内科 あさひ町南大通りクリニック 診察科 内科・診察日 月・火・木・金（水・土は午後休診） 休診日 日曜日・祝日（年末年始、お盆、ゴールデンウィーク）
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業所は、利用者さん等からの相談については、誠意を持って応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めてまいります。 <p><ご相談窓口> 管理者 永森 優樹枝</p>

（２）訓練等給付費対象外サービス

種 類	内 容
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・昼食は江別市民会館レストランマキシド・ルパの給食を有償で提供できます。 ・自宅よりお弁当の持参、近所のコンビニやスーパーでの買い物も可能です。 <p><食事時間> 昼食（12:00～13:00）</p>
社会生活上の便宜 （特定日常生活費）	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業所では、就労体験に必要な情報と視察を兼ねた職場研修一泊旅行等を企画いたします。（法人合同一泊旅行の年度もあります） ・入浴が必要な方は週 1 回程度、浴室を開放します。但し、事故等の責任は当事業所は一切負いません。（入浴用具は各自持参となります） ・法人合同行事への参加は全て任意の参加となります。 ・利用者さんが日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、本人、またはそのご家族等が行うことが困難である場合は、本人、またはご家族等の同意を得て代行もいたします。
預り金管理	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業所では行いません。

4. 主な年間行事予定

月	行事予定
4	テイクアウトランチ会
5	GW 休み・健康診断
6	
7	避難訓練(消防署立ち合い)
8	お盆休み
9	一泊二日研修旅行(道内の企業見学 1泊2日)、法人フェスティバル
10	
11	避難訓練、インフルエンザ予防接種
12	クリスマス外食行事、年末休み
1	年始休み
2	
3	

5. 日課、休日

(1) 日課

時間	日課
8:30～ 9:00	通所時間（送迎希望者は迎え）
9:00～ 9:15	朝のミーティング
9:15～12:00	生産活動・施設外就労等
12:00～13:00	昼食・休憩
13:00～15:30	生産活動・施設外就労等
15:30～15:40	清掃・帰りのミーティング
15:40～16:00	帰宅（送迎希望者は自宅送り）

6. 給食

昼食は 2 階多目的室(食堂)で取りますが、建物内であれば原則自由です。

7. 健康管理

常にご家族との連絡を密にしながら、健康管理の相談に応じます。また、事業所内にあっては事故防止に努めます。

8. 通所方法

送迎を希望される方には、送迎サービスを実施しております。

9. 家族との協力連携

事業所利用者のご家族とは、常に密接に連携を取りながら情報の交換、共有に努めるとともに、信頼関係の構築保持を図っていく事とします。

10. 社会貢献活動

地域の小学校への資源回収の協力や事業所前のバス停の清掃等を積極的に行い、特別支援学級の生徒、高等養護学校の生徒の夏休みや冬休みの作業体験の受け入れ等を実施しています。

2025年度 グループホームフレンド 事業計画



事業名	共同生活援助
定員	16名
	管理者兼サビ管 1名 常勤世話人兼生活支援員 2名 非常勤世話人兼生活支援員 13名
契約利用者数	16名
昨年度稼働率	83.4%
本年度目標稼働率	95%

《2025年度経営目標》

本年1月に、定員が充足し満室となった事から、2025年度に於いては、支援体制強化のため、常勤専従職員を増員し、更に、重度支援体制を構築し、利用者の皆様の生活満足度の向上を図っていく事とします。

1. 事業方針

当法人の運営概要等に沿い「グループホームフレンド」は、共同生活援助事業所としての事業推進に努める事とします。事業運営に当たっては、「フレンド館」「スマイル館」「リベルタ館」の3棟、男性利用者11名、女性利用者5名の定員16名の事業体として、安定し落ち着いた運営となっている事から、今後も引き続きサービスの質的向上が図られるよう、サービス内容の点検評価を定期的に行い、改善に努めます。また、本年度より、地域連絡協議会準備委員会を発足させ、地域との連携の強化を図っていくとともに、透明性の高い地域に根差した事業運営を図っていく事とします。

2. 支援方針

- (1) 利用者が地域において、共同して自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に配慮し、入浴、排泄、食事等の援助及び相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行っていく事とします。
- (2) 地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者、その他保健、医療、福祉等の関係機関との密接な協力連携を図りながら、提供する共同生活援助内容のモニタリング、評価を行い、利用者が就労と両立した快適な共同生活が送れるように努めます。

- (3) 利用者の尊厳保持を基本とした人権の擁護、虐待の防止等が確実に担保されるための必要な措置を講じることと、関係する職員の知識、技能の習得のための研修等への参加を促進し資質の向上に努めます。
- (4) 行事等については、新型コロナウイルスの取り扱いが社会全体で見直されつつある事を鑑みて、市内や近隣の感染状況等も確認しつつ再開していく事とします。
- (5) サービス管理責任者によって作成された個別支援計画等に基づいて、生活支援員が当該利用者に対し、意思決定支援・合理的配慮の下、日常生活上の必要な支援を行います。
- (6) 世話人は、利用者に対して、食事、調理、洗濯および、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言及びその他の日常生活上の支援を行います。
- (7) 地域のコミュニティの一員として、地域行事等へ積極的に参加し、地域とのふれあいを大切にします。
- (8) 防災対策については、消防等関係機関の協力をいただき、防災計画に基づいた計画的な避難訓練、消火訓練の実施、参加などに努め万全を期して参ります。

3. 支援内容

(1) 訓練等給付費対象サービス

種 類	内 容
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1・2 階、それぞれにトイレを設置し、排泄に関わる環境を整えながら、個々に応じた適切な介助及び排泄マナーが身に付くように支援いたします。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 快適な浴室にて、原則、毎日入浴していただく事により、入浴の習慣化と清潔感を保つよう介助・支援を行います。
睡眠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 睡眠不足により不健康にならないように注意を払います。 ・ 原則、睡眠時間は 22：00 頃から 6：30 頃までといたします。
整容（歯磨き洗面含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個性に配慮し、適切な整容が行われるように介助・支援いたします。 ・ 歯磨き・洗顔・髭剃り等については、日々の繰り返しの中で習慣化されるよう支援を行います。
日中活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立の支援と日常生活の充実に資するよう、主として障害福祉サービス（通所）を利用しながら、利用者さんの心身の状況に応じて支援します。 ・ 利用者さんが日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めることができるよう、実習に結びつく訓練等の機会を設けて支援を行います。
余暇活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 潤いのある質の高い生活を送ることができるような支援を行います。（誕生会、外出・外食等）

バックアップ施設	<ul style="list-style-type: none"> • えべつ明友荘がバックアップ施設として対応いたします。
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> • グループホームは、オール電化住宅ですが、チェック等可能な限りの安全対策を講じます。
金銭管理	<ul style="list-style-type: none"> • 年金等の管理は、保護者会が行います。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> • 常時は、世話人兼生活支援員が疾病予防、健康管理に努めます。緊急時必要により主治医、または地域医療機関等に責任をもって引き継ぎます。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> • 利用者さん等からのご相談については、誠意を持って対応し、可能な限り必要な援助を行うように努めます。 <p><相談窓口> サービス管理責任者 渡邊 毅</p>

(2) 訓練等給付費対象外サービス

種 類	内 容
食事	<p>ヨシケイキッチンの配食サービスを利用し、栄養バランスに配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</p> <p><食事時間> 朝食 (7:00 頃～ 8:00 頃まで) 昼食 (12:00 頃～13:00 頃まで) 夕食 (18:00 頃～19:00 頃まで)</p>
社会生活上の便宜 (特定日常生活費)	<ul style="list-style-type: none"> • 当グループホームでは、生活を実りあるものにするため、適宜レクリエーション行事等を企画し実施することがあります。 • 利用者さんが日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、本人、またはそのご家族等が行うことが困難である場合は、本人、またはご家族等の同意を得て代行もいたします。
預り金管理	<ul style="list-style-type: none"> • 当事業所では行いません。

4. 主な年間行事予定

月	行事予定
4	
5	避難訓練
6	日帰り旅行・一泊旅行
7	地域交流 BBQ 避難訓練
8	
9	法人フェスティバル
10	
11	避難訓練、インフルエンザ予防接種
12	
1	
2	
3	

2025年度 相談室はいはい 事業計画



事業名	相談支援(一般・特定)
契約者数	90名
職員体制	管理者 1名 常勤相談支援員 1名

【一般相談支援事業】

1. 事業方針

当法人の運営概要等に沿い、一般相談支援事業を実施していきます。利用者が、その有する能力及び特性に応じ、自己決定、自己実現が可能な自立した日常生活、社会生活が出来るよう相談援助活動を通じ必要な支援を行います。そのために、利用者・保護者のニーズに真摯に向き合い、質の高いサービスの提供を行います。また、行政及び保健、医療、福祉等の関係機関、団体と協力連携したネットワーク化に努め、実効性の高い事業展開を図ります。

2. 支援方針

- (1) 利用者、保護者が必要とするサービスを、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう一般相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）に努めます。
- (2) 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って提供される福祉サービスが、特定な種類、特定な事業者に偏重しないよう公正、中立に努めます。
- (3) 行政を初め、他の障がい福祉サービス事業者、保健、医療等の関係機関等との連携を密にし、提供する一般相談支援事業の評価を行いながら改善等に努めます。
- (4) 相談支援専門員の知識、技能の習得のための研修等への参加を促進します。

3. 支援内容

種 類	内 容
<ul style="list-style-type: none"> • 営業日 • 営業時間 • サービス提供日 • サービス提供時間 • その他 	<p>月曜日から金曜日 9：00～17：00 月曜日から金曜日 9：00～17：00 上記の日・時間以外にも実施することがあります。</p>

- (1) 一般相談支援を行うに当たっては、相談支援専門員が当該利用者の日常生活全般に関する相談内容を受け、サービス等利用計画の作成を行います。
- (2) 地域移行支援計画及び地域定着支援台帳の作成に当たっては、利用者及び家族の希望、障がいの状況、すでに提供を受けている指定障がい福祉サービス等、その他の利用者が置かれている環境等の評価を行うとともに、当該評価を通じ利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で解決すべき課題を把握します。
- (3) 当該利用者が、障がい者支援施設等への入所を希望する場合、その紹介やその他の便宜の提供を行います。また、障がい者支援施設等から退所しようとする利用者に対しては、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、必要な情報の提供及び助言等の支援を行います。

【特定相談支援事業】

1. 事業方針

当法人の運営概要等に沿い、特定相談支援事業を実施していく事とします。利用者が、その有する能力及び特性に応じ、自己決定、自己実現が可能な自立した日常生活、社会生活が出来るよう相談援助活動を通じ必要な支援を行います。そのために、利用者・保護者のニーズに真摯に向き合い、質の高いサービスの提供を行います。また、行政及び保健、医療、福祉等の関係機関、団体と協力連携したネットワーク化に努め、実効性の高い事業展開を図ります。

2. 支援方針

- (1) 利用者、保護者が必要とするサービスを、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、特定相談支援(計画相談支援)の充実に努めます。

- (2) 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って提供される福祉サービスが、特定な種類、特定な事業者に偏重しないよう公正、中立を保ちながら丁寧・誠実な対応に努めます。
- (3) 行政をはじめ、他の障がい福祉サービス事業者、保健、医療等の関係機関等との連携を密にし、提供する特定相談支援事業の評価を行いながら改善等に努めます。
- (4) 相談支援専門員の知識、技能の習得のための研修等への参加を促進します。

3. 支援内容

種 類	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・営業日 ・営業時間 ・サービス提供日 ・サービス提供時間 ・その他 	<p>月曜日から金曜日 9：00～17：00 月曜日から金曜日 9：00～17：00 上記の日・時間以外にも実施することがあります。</p>

- (1) 特定相談支援を行うに当たっては、相談支援専門員が当該利用者の日常生活全般に関する相談内容を受け、サービス等利用計画（計画相談）の作成を行います。
- (2) サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者及び家族の希望、障がいの状況、すでに提供を受けている指定障がい福祉サービス等、その他の利用者が置かれている環境等の評価を行うと共に、当該評価を通じ、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で、解決すべき課題を把握します。
- (3) 作成したサービス等利用計画は、当該利用者及び福祉サービス等の担当者に交付します。そして、サービス等利用計画の実施状況の把握（モニタリング）をするため継続的に利用者及びその家族や福祉サービス等の事業担当者と連絡を取りながら、利用者のニーズに応じて面接を行い、結果を記録します。
- (4) 当該利用者が、指定障がい者支援施設等への入所を希望する場合、その紹介やその他の便宜の提供を行いません。
- (5) 相談支援事業所としての社会奉仕活動の一環として、当事業所は福祉サービス等に関連する以外の相談も親切・丁寧に相談に応じ、地域コミュニティの一員としての役割を果たしていきます。